

全 員 協 議 会 資 料

令和8年5月28日

1. 名張市公契約条例（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果及び条例（案）
について

（総務部）・・・P2～9

2. 名張市中学校給食の実施に係る今後の方針等について

（教育委員会）・・・P10～17

3. “暮らしやすさと幸福が実感できるまち”を目指して

（なばりの未来創造部、総務部、市民部）・・・後日配布

4. その他（報告）

・債権放棄について

（市民部）・・・P18

名張市公契約条例（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果及び条例（案）について

1. パブリックコメント意見募集結果

募集期間	令和8年2月19日（木）～ 令和8年3月18日（水）		
件数	10件（4人）		
意見の取扱い 対応	修正	素案を修正するもの	0件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	6件
	参考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの又は意見として伺ったもの	4件
	その他	パブリックコメントの趣旨と異なるものなどその他	0件

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
1	ー	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市において深刻化する担い手不足や高齢化に対応する為に、公共工事や行政サービスに携わる労働者の適正な労働環境を確保する事が不可欠です。本条例は、適正な賃金や労働時間、安全対策の徹底を促し、将来の担い手を確保する基盤作りに繋がると考えます。地域の持続的な発展の為に、理念型条例としての制定に賛同します。 ・名張市が「公契約条例」を制定し、公共工事及び行政サービスにおける適正な労働環境の確保や地域経済の健全な発展を図ろうとする取り組みに対し、建設産業に携わる立場から強く賛同いたします。 	2	既記載	公契約条例を制定し、発注者及び受注者の双方が条例に規定している内容を適正に履行することで、労働者の労働環境を確保し、担い手不足の解消への一助とするべく、市が担う取り組みを進めたいと考えています。

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
2	-	全般	<p>建設産業は全国的に就業者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、公共工事や行政サービスに携わる労働者の適正な労働環境を確保することは、地域社会の安全・安心を守るうえでも重要です。</p> <p>公契約条例は、公契約における公平性・透明性・競争性を確保するとともに、労働者の適正な労働環境の確保や地域経済の健全な発展を基本理念として掲げており、公共工事の品質確保と担い手確保の面から意義のある内容であると評価します。</p>	1	既記載	<p>公契約条例を制定し、発注者及び受注者の双方が条例に規定している内容を適正に履行することで、労働者の労働環境を確保し、担い手不足の解消への一助とするべく、市が担う取り組みを進めたいと考えています。</p>
3	2	第7条	<p>特定公契約において労働条件の確保状況について報告を求める点は、公共工事等における適正な賃金の支払い、法令遵守、安全対策の徹底などを促進し、適正な競争環境を整備するうえで重要です。これにより、過度な低価格競争の抑制が図られ、公共工事の品質確保と労働者の処遇改善に繋がることを期待します。</p>	1	既記載	<p>公契約条例に実効性を持たせる取り組みとして、一定条件に該当する契約を特定公契約と位置づけ、労働条件の報告書の提出を義務付けています。</p> <p>これにより、受注者等へ条例の内容の周知を図るとともに、労働者の処遇改善に繋げたいと考えています。</p>

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
4	2	第7条	<p>第7条3項において『関係法令を遵守していない』場合の措置を規定されていますが、当該事案は『当該契約条項違反』であり、『即刻契約解除』並びに『入札参加資格の取り消し』に該当します。</p> <p>国に丸投げするのではなく、発注者責任を全うするよう修正願います。</p>	1	参考	<p>本市における契約解除の規定は、契約規則及び約款にて定めており、契約が履行されない場合や受注者が暴力団関係との関わりが発覚した場合のほか、建設業許可が取り消された場合等についての規定があります。</p> <p>また、入札参加資格の取り消しについては、名張市建設工事等資格停止措置要領にその内容を規定しています。</p> <p>契約解除及び資格停止の該当事由において、公契約条例第7条にて規定している労働条件に関する報告の内容に関するものとしては、労働安全衛生法違反や建設業法違反の容疑により逮捕された場合等が挙げられます。</p> <p>公契約条例を制定している自治体によっては、条例に基づく調査や指導についての規定を盛り込んでいるところもありますが、本市においては、これらの法に基づく指導や調査は、管轄である労働基準監督署などが行うべきとの考えから、関係機関への通報という内容に留め、本市では調査や指導を行わないものとしています。</p>

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
5	3	第8条	<p>条例において市内事業者の受注機会の確保が明記されている点についても、防災対応や地域インフラの維持管理を担う地域建設業の持続的発展の観点から大変重要であり、地域経済の活性化にも資するものと考えます。</p>	2	既記載	<p>本市ではこれまでも、官公需についての中小事業者の受注の確保に関する法律の目的に沿った上で、発注時における地域要件を定め、市内業者に対して公共事業を発注しています。中でも、ご意見にもあるように、大規模災害発生時に復旧工事等を行っていく際には、市内の建設業者からの協力は必須であり、建設業界の就業者不足は市にとっても大きな課題となります。</p> <p>今後は、公契約条例の条文に市内事業者の受注機会の確保について明記することで、本市からの発注だけでなく、受注者が受託者を選定する際にも市内業者を活用していただけるよう努めます。</p>
6	-	-	<p>条例（素案）の中に、『労働報酬下限値』を定める条項を設けて下さい（今後の課題含む）。</p>	2	参考	<p>令和7年12月12日に施行された改正建設業法において、建設工事に従事する技能者に対して適正な労務費を確保するため、「労務費に関する基準」が示されました。</p> <p>発注者は最新の設計労務単価を使用し、受注者は入札時に労務費を適正に積算するとともに、受託者に業務を請け負わず際にも労務費を確保した</p>

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
6	-	-				見積を徴取するものです。 上記の労務費に関する基準について、現時点では罰則規定はないものの、今後の制度の浸透状況を注視していく必要があることから、労働報酬下限値の設定については現時点では行わないこととしています。
7	-	-	今後の課題として、公共工事においては適正な労務費の確保が不可欠であり、近年の担い手不足や技能者の高齢化を踏まえると、価格のみを重視した競争では持続可能な産業基盤の維持は困難です。国においても担い手3法の改正を通じて標準労務費の確保と適正な価格形成が示されており、地方自治体の発注においてもその趣旨を踏まえた対応が求められています。今後、標準労務費の考え方を踏まえた適正な予定価格の設定とともに、最低制限価格の充実についても検討を進めていただくことを要望します。	1	参考	本市においては、ダンピング受注による手抜き工事等を防ぎ、品質と安全を確保するため、公共工事等を発注する際は、最低制限価格を設定しその算出においては国（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）を超える係数となっています。 また、業務請負においても、過度に低価格な入札により適切な履行が確保できなくなることを防ぐため、建築物清掃、屋外清掃、警備、施設運営・管理の各業務においては、変動型最低制限価格の制度を適用しています。 今後も、国の動向を注視し、必要に応じて改正等の対応を進めます。

2. 今後のスケジュール

令和8年6月11日

6月定例議会議案提出

名張市公契約条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念並びに市及び受注者等の責務その他基本的な事項を定めることにより、公共事業等の良好な品質及び公契約の適正な履行並びに労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市（名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第27号）第1条第1項に規定する水道事業（第4号において「水道事業」という。）及び同条第2項に規定する下水道事業（同号において「下水道事業」という。）を含む。以下同じ。）が締結する工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約及び市が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、予定価格（前号の協定に係る上限額を含む。）が規則で定める金額以上のものをいう。（業務委託に関する契約にあつては、規則で定める業種に該当するものに限る。）
- (3) 公共事業等 市が発注する建設工事その他の市の事務若しくは事業又は市が提供する行政サービスをいう。
- (4) 市長等 市長並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (5) 受注者等 受注者（市と公契約を締結した者をいう。第5条第4項において同じ。）及び受託者（市以外の者から公契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の一部を請け負い、又は受託した者をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 労働者等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であつて、受注者等に雇用され、業務に従事するもの（同居の親族のみを使用する事業所又は事務所に雇用されるもの及び家事使用人を除く。）又は自らが提供する労務の対価を得るために業務を請け負い、若しくは受託するものをいう。

（基本理念）

第3条 公契約に係る基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公契約の公平性、透明性並びに競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に努

めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念に基づき、公契約の適正な履行のための施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、業務の性質及び目的を踏まえ、適正に契約事務（設計、発注その他公契約に係る事務をいう。）を行うとともに、当該業務内容の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適切な時期かつ合理的な規模で発注するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を負っていることを自覚し、関係法令（労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係に関する法令及びその業務に関し遵守すべき法令をいう。以下同じ。）を遵守するとともに、業務を適正に履行しなければならない。

2 受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。

3 受注者等は、労務費その他の経費を適正に積算するとともに、受託者と対等な立場において、合意に基づいた契約を締結し、適切な代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底により、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

4 受注者及び受託者（当該受託者が業務の一部を請け負わせ、又は委託した者がいる場合に限る。第8条第2項において同じ。）は、当該業務に係る受託者に対してこの条例の目的についての理解を求めるとともに、関係法令を遵守させ、誠実に業務を行わせるよう努めなければならない。

(公契約の適正な履行の確保)

第6条 市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めるものとする。

2 市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映するものとする。

3 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(特定公契約に係る適正な労働条件の確保)

第7条 市長等は、公契約が特定公契約である場合には、受注者等に対して労働条件の確保の状況その他必要と認める事項についての報告を求めることができるものとし、受注者等はこれに応じなければならない。

2 市長等は、前項の規定による報告を受けた場合において、その内容に疑義が生じた場合には、受注者等に対し、説明を求めることができるものとする。

3 市長等は、前項の規定による説明を受けた場合において、関係法令を遵守していない

と思料されるときその他必要があると認めるときは、国その他の関係機関へ通報し、又は連絡するものとする。

(市内事業者の受注機会の確保)

第8条 市長等は、第1条の目的の達成のほか本市における防災体制の維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下この条において「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることに鑑み、予算の適正かつ効率的な執行に留意の上、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者及び受託者は、業務に係る受託者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和8年10月1日以後に公告その他の申込みの誘引が行われた公契約について適用する。

名張市中学校給食の実施に係る今後の方針等について

1. 概要

中学校給食の実施については、令和7年5月公表の中期財政試算における市全体の収支状況を踏まえて、給食センター方式でのPFI手法（※1）で実施した場合には、施設の整備年度に約6億円の一般財源負担が生じることや、施設整備に当たり約15.5億円の市債借入を行うことにより後年度に公債費負担が増加すること、運営費を含め毎年2億円から3億円の経常的な一般財源負担が必要となることといった財政課題がありました。

この3つの財政課題を克服するために、昨年5月以降、労務単価や建築価格、金利の上昇などの変動要因を積算額に反映した上で、これまで検討してきた様々な実施手法について、再度の検証を行うとともに、施設整備に当たっての財源確保や、毎年度の経常的経費や将来負担の増加抑制に向けた方策について検討を行ってきました。

本日はその結果として、今後の方針等についてご報告いたします。

※1 …Private Finance Initiativeの略称。PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく手法の一つ。施設の建設後に所有権が民間事業者から市に移り、運営を民間事業者が行う方式のことをいいます。

2. 実施方式等について

センター方式（PFI手法）で3,000食規模の給食センターを整備し、中学校のみでなく、運営当初から一部の小学校も対象に含めることとし、3,000食の範囲の中で児童生徒数の推移を鑑みて約16年間で小学校14校を老朽化した学校から順次給食センターに集約することとします。

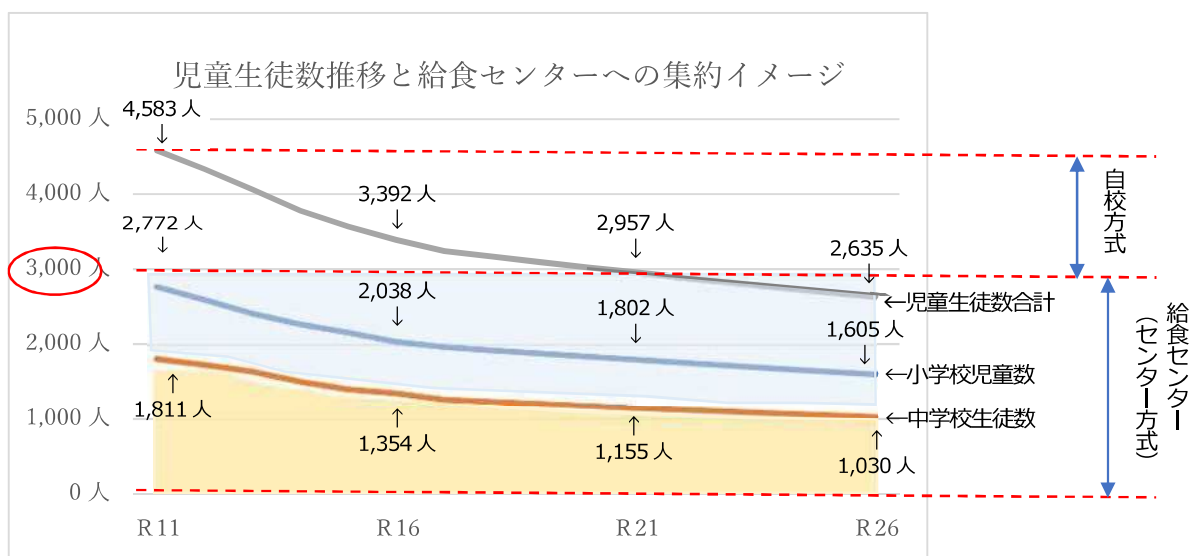
なお、給食センターの計画食数は調理釜の容量である500食単位で設定することが一般的であり、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、3,000食が適切であると判断いたしました。

今後は令和11年9月の実施に向けて、事業を進めてまいりたいと考えております。

参考：小中学校食数（見込）

（単位：食）

	令和 11 年度（初年度）	令和 26 年度（16 年目）
小学校（14 校）児童食数	2,772	1,605
教職員・調理員等食数	374	241
小学校計	3,146	1,846
中学校（5 校）生徒食数	1,811	1,030
教職員等食数	210	127
中学校計	2,021	1,157
小中学校児童生徒食数 計	4,583	2,635
教職員・調理員等食数 計	584	368
小中学校計	5,167	3,003



3. 実施方式の選択理由

再検討した各方式にはそれぞれにメリット・デメリットはありますが、「名張市中学校給食実施に係る基本計画」における「安全安心な学校給食の提供」、「栄養バランスの優れた魅力的な学校給食」、「持続可能な学校給食の提供」、「中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成」といった基本的な条件を重視しながら、各小中学校の児童生徒数も減少傾向にあること、物価や人件費の上昇が継続することに留意する必要があります。

また、小学校の給食室や設備備品が老朽化することを踏まえ、小学校の給食についても継続して現在の栄養バランスの優れた魅力的な給食をしっかりと守っていくための方策についても併せて検討を行いました。

検討の結果、少子化、財政的な負担軽減、施設の老朽化、持続可能性といった各課題に対応することにより、小中学校の児童生徒がともに将来にわたって安全安心で豊かな給食を楽しめる、安定した提供体制を保っていく、という観点から総合的に判断した結果、実現可能かつ持続可能な実施方式として今回の方式を選択することとしました。

なお、給食センターにおいても小学校の自校方式と同様、手作り給食、行事食や郷土料理、リクエスト給食、アレルギー対応、地元食材を活用した地産地消の実施が可能です。

また、給食センター内には見学や喫食が可能なスペースも計画しており、小中学生が給食調理場を身近に感じることの出来る形での食育も行ってまいります。

4. 費用面における検討内容について

①前回計画時の方式と今回の方式との費用比較（全体事業費）

3,000食規模、16年間の費用で試算した中では、現在小学校14校で給食に掛かっている経常経費と、中学校のみの給食センター（2,500食）の費用との合計93.9億円よりも低い70.0億円で、将来的に小中学校全19校の給食を実施出来る見込みであり、試算上、16年間で23.9億円縮減できると考えられます。

○前回計画時の方式

中学校のみの給食センター（2,500食）で実施、小学校は自校とする場合

施設整備費（給食センター・配膳室等）	27.5 億円	①
国庫補助金	2.9 億円	
起債	12.4 億円	
基金繰入金	9.6 億円	
一般財源	2.6 億円	②
センター運営費（光熱水費含む）	30.3 億円	③
公債費（起債償還）	11.8 億円	④
交付税措置	0.2 億円	⑤
16年間の給食センター事業費（①+③+④）	69.6 億円	
うち一般財源負担額（②+③+④-⑤）	44.5 億円	⑥
16年間の自校方式小学校14校分の経費	49.4 億円	⑦
16年間の小中学校給食に係る一般財源負担額計（⑥+⑦）	93.9 億円	⑧

※施設整備費・運営費・配膳室整備費・起債償還額は令和7年5月の金額に物価・人件費・金利上昇を見込みます。

○今回の方式

給食センター（3,000食）で小学校を順次集約していく場合

施設整備費（給食センター・配膳室等）	30.3 億円	①
国庫補助金	2.9 億円	
起債	14.5 億円	
基金繰入金	9.7 億円	
一般財源	3.2 億円	②
センター運営費（光熱水費含む）	39.5 億円	③
公債費（起債償還）	13.3 億円	④
交付税措置	0.2 億円	⑤
16年間の給食センター事業費（①+③+④）	83.1 億円	
うち一般財源負担額（②+③+④-⑤）	55.8 億円	⑥
16年間の自校方式小学校14校分の経費	49.4 億円	⑦
うち給食センターに集約することによって不要となる経費	35.2 億円	⑧
給食センターに集約するまでの自校方式小学校の経費（⑦-⑧）	14.2 億円	⑨
16年間の小中学校給食に係る一般財源負担額計（⑥+⑨）	70.0 億円	⑩

※施設整備費・運営費・配膳室整備費・起債償還は物価・人件費・金利上昇を見込みます。

※給食センター建設費用の財源の一部として施設整備年にふるさと応援基金を活用する見込みです。

※今回の試算はアドバイザー業務委託事業者が令和6年10月末と令和7年3月末に算出した試算額を基に、同じ伸び率で物価や人件費が上昇するものとして試算しています。

※順次集約する小学校数に応じた運営費、配送費も見込んでいます。

※整備運営に係る事業者を公募する際に再試算を行うため、近年の世界情勢や物価・人件費・金利の著しい上昇により、事業費を上方修正する可能性があります。

②前回計画時の方式と今回の方式との費用比較（単年支出）

令和7年5月の全員協議会においては、2,500食の給食センターに係る毎年の支出は、平均約2.3億円としていましたが、今回の物価等上昇後の試算においては、平均約2.7億円になっています。

今回の試算では食数を3,000食規模とし、物価上昇を見込んだ上で給食センターに係る毎年の支出は、平均約3.4億円となりますが、給食センターに集約することによって小学校分の経費平均約2.2億円が不要となることから、前回の計画より年平均

約 1. 5 億円少ない支出で小中学校の給食を実施することが可能です。

中学校は 2,500 食の給食センター、小学校 14 校は自校方式 (R7.5 月)	小学校 14 校経費 (自校方式)	給食センター経費	計
	3.1 億円/年 (平均)	2.7 億円/年 (平均) (R7.5 全員協議会時は 2.3 億円/年 (平均))	5.8 億円/年 (平均)
3,000 食の給食センターに順次小学校を集約する方式 (今回)	センターに集約するまでに掛かる小学校経費 (自校方式)	給食センター経費	計
	0.9 億円/年 (平均)	3.4 億円/年 (平均)	4.3 億円/年 (平均)

※小学校をセンターに集約したことで不要となる経費は
 $3.1 - 0.9 = \Delta 2.2$ 億円/年 (平均)

※小中学校全体で
 $5.8 - 4.3 = 1.5$ 億円/年 (平均) 縮減

※給食センター経費は、①の全体事業費のうち、毎年支出する施設整備費に係る非適債分 (起債対象外経費) の分割払・運営費・起債償還額の合計額の平均です。

③将来的な費用負担について

多くの小学校の給食室が設置後 40～50 年が経過している中、各校の給食室の老朽化に係る将来的な大規模修繕等 (14 校で 15.1 億円を見込む) が不要となります。

5. その他

給食センターの献立は、本市の栄養士が作成する小中学校統一献立とします。

成長過程に応じて学校給食実施基準に定められた必要な栄養摂取量については、分量や調理を不要とする食品の追加等によって調整します。

現在小学校に勤務する本市雇用の調理員については、継続して勤務出来る形で雇用を確保します。

6. 事業のスケジュール (予定)

令和 8 年 10 月～令和 9 年 4 月 PFI 事業者選定委員会 (3 回)

令和 8 年 11 月 PFI 事業者の公募開始

令和 9 年 6 月 PFI 事業者との契約締結

令和 9 年 6 月～令和 11 年 7 月 設計及び工事 (26 か月)

令和 11 年 8 月 給食センター開業準備

令和 11 年 9 月 給食提供開始

※世界情勢の変動による資材の供給の遅れ、その他工事の進捗等によりスケジュールが変更となる可能性があります。

【参考】検討を行った他の実施方式について

1. 食缶方式のデリバリー給食

【方式について】

民間事業者が給食センターを整備し、市が作成した献立による、食缶方式の給食を各校に配送する方式です。

【メリット】

- 施設を市が所有せず、民間事業者が維持管理や修繕を行うため、市では維持管理等の労務や費用が不要です。
- 食数が減少した後の余剰調理能力の活用方法も民間事業者が計画することとなります。
- センター方式の給食と質的に遜色ない給食が提供可能で、基本的なアレルギー対応も可能です。

【デメリット】

- 市内または調理後2時間以内に喫食可能な範囲に調理する施設の整備が必要なため、建設まで一定の期間を要します。
- 食材調達は事業者となるため、市主体での地産地消の実施は難しいです。
- 実現の可能性としては、昨今の物価と人件費の上昇が継続する中、民間事業者への聴き取りにおいて、事業者の応募はかなり難しいというご意見をいただいております。

【費用試算】

○中学校のみで食缶方式のデリバリー給食を実施する場合

16年間の一般財源負担計（中学校のみ） 運営費・配膳室整備費を含む	31.0億円
16年間の一般財源負担計（自校方式の小学校14校分）	49.4億円
○16年間の一般財源負担計	<u>80.4億円</u>

※自校方式の小学校14校分に係る給食実施費用を含みます。

※600円/食・180回で試算、配膳室整備費は物価・人件費上昇を見込みます。

○小学校も段階的に食缶方式のデリバリー給食へ集約する場合

16年間の一般財源負担計（食缶デリバリー分） 運営費・配膳室整備費を含む	61.1億円
16年間の一般財源負担計（食缶デリバリーに集約するまでの自校方式の小学校分）運営費	14.2億円
○16年間の一般財源負担計	75.3億円

※デリバリー方式に集約するまでの自校方式の小学校分に係る給食実施費用を含みます。

※600円/食・180回で試算、配膳室整備費は物価・人件費上昇を見込みます。

2. ランチボックス方式のデリバリー給食

【方式について】

市が作成した献立による給食を民間事業者が調理して弁当型の容器に盛り付け、急速冷却して各校に配送し、学校で再加熱して喫食する、いわゆるクックチルド方式です。

【メリット】

- 遠方の既存工場からの提供が可能であることから、調理後2時間以内に喫食するための、配送時間に係る距離的な制限がなくなります。
- 提供可能な事業者の範囲は広がり、早期実施が可能です。
- コストは最も低く、基本的なアレルギー対応も可能です。

【デメリット】

- 食缶方式のデリバリーと同様、食材調達は事業者となるため、市主体での地産地消は難しくなります。
- ランチボックスごと再加熱するため、冷たい状態で提供した方がよい副菜も加熱されること、原則的には汁物が出来ないことなどから、食缶方式よりも献立の自由度が低くなる可能性があります。
- 1食に盛り付けられる量が定量で量の調節が出来ないため、残食が出てフードロスに繋がりがやすい可能性があります。
- 学校で再加熱して喫食することとなるため、各学校の配膳室に再加熱のためのスチームコンベクションオーブンを設置するイニシャルコストが必要となります。
- 学校で再加熱をして喫食しますが、野菜等の食材本来の食感が失われやすい傾向にあります。

【費用試算】

16年間の一般財源負担計（中学校のみ） 運営費・配膳室整備費を含む	25.1億円
16年間の一般財源負担計（自校方式の小学校14校分）	49.4億円
○16年間の一般財源負担計	74.5億円

※ランチボックス方式は中学校のみでの実施を想定しています。

※自校方式の小学校14校分に係る給食実施費用を含みます。

※450円/食・180回で試算、配膳室整備費は物価・人件費上昇を見込みます。

3. 自校方式

【方式について】

各中学校に給食室を整備する方式です。

○市内各中学校に給食室を整備するためには、給食室を配置することにより附帯工事が生じ、学校運営への影響が大きいため、実施が難しいといえます。

4. 親子方式

【方式について】

給食室のある学校で調理した給食を別の学校へ配送する方式です。ここでは既存の小学校の給食室から中学校へ配送する形です。

○現在の小学校では給食室を整備した当時よりも児童数は減少していますが、平成21年に「学校給食衛生管理基準」が定められ、現在の各小学校の給食室の面積は児童数に対して必要とされる基準面積を満たしていない中、工夫しながら作業動線を確保して、運営している状況です。

○新たに中学校給食を親子方式によって実施するにあたっては、学校給食衛生管理基準をみたと、食数に適した広さとするための一定の増築が必要となります。

○増築を行う場合、小学校の給食を止めないためには、別棟で給食室を新設し、完成後に機能を移行することとなります。

○親子方式における給食室は工場という扱いとなるため、他の学校に給食を運ぶことができるのは、用途地域が無指定、準工業地域、工業地域にある小学校である必要がありますが、市内の小学校で該当するどの小学校も、別棟で給食室を新設したり、給食室を増築したりするには敷地面積に課題があり、小学校の学校運営への影響が大きいため、物理的に実施が難しいといえます。

債権放棄について（報告）

1. 債権放棄の経緯

名張市債権管理条例第14条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって放棄した債権について、同条第2項の規定により報告します。

この事務処理については、慎重な対応が求められていることから、市内の名張市債権管理検討委員会を設置し、対象事案が条例等に基づいた放棄事由に当たるかどうかの審査を行った上で実施したものです。

なお、これらの債権の会計上の事務処理については、名張市会計規則第28条の規定に基づき、所管において令和7年度の不納欠損処分を行いました。

2. 債権の内容及び放棄した額

・水道料金	26件	203,454円
・破損修理代	2件	17,928円
合 計	28件	221,382円

〔放棄事由別件数表〕

債権放棄の事由	対象件数		金額 (円)	債権管理条例 第14条第1項
	件数	債務者数		
生活保護、資力回復困難	3	3	10,901	第1号
破産（免責）	3	3	26,733	第2号
消滅時効期間満了	22	22	183,748	第3号
強制執行しても履行見込なし	0	0	0	第4号
強制執行済の不履行債権	0	0	0	第5号
徴収停止後なお無資力	0	0	0	第6号
債務者死亡かつ限定承認	0	0	0	第7号
相続人が不存在	0	0	0	第8号
合 計	28	28	221,382	